

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・趣旨規定は、大和市手数料条例の内容を要約したものであり、手数料について規定することを明確にしたものです。
- ・地方自治法第227条は、特定の者のために事務を行う場合について手数料を徴収することができる旨を規定したもので、この条例の根拠を明示したものです。
- ・「別に定めるもののほか」とは、この条例以外に個別に法令などで規定されているものを指します。例えば、「大和市計量法関係手数料条例」などがあります。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。

2 文書をもって事実を認証するものは、すべて別表に規定する証明とみなし、手数料を徴収する。

【解説】

第1項について

- ・個別具体的な各種手数料は、別表にまとめて規定しています。

第2項について

- ・決められた様式に限らず、一定の事実の認証（証明）を文書で行う場合には、全てこの手数料条例の対象となることを規定しています。

(納付方法)

第3条 手数料は、申請又は交付のときに納付しなければならない。ただし、別表家庭污水等のくみ取り関係に定める手数料については、くみ取りの都度納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

【解説】

第1項について

- ・手数料の支払時期について規定しています。申請時又は交付時の支払を基本とします。
- ・ただし、家庭污水等の汲取りについては、汲取作業ごとの支払となります。

第2項について

- ・手数料は、特定の者のために事務を行うこと（役務の提供）に対しての実費など相当額を負担していたあくものであることから、原則還付（返還）しないことを規定しています。

(手数料の免除等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

- (1) 本市の住民で公費の扶助を受けている者又は扶助を受けるために必要とする者から請求があったとき。
- (2) 公簿、図面その他一般に周知させる必要があると認めるものの閲覧について請求があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項に定めるもののほか、法令の規定により無料とされるものについて請求があったときは、手数料を徴収しない。

【解 説】

第1項について

- ・手数料の免除について規定しています。以下に定める条件に該当する場合には手数料を免除することが可能となります。

第1号について

- ・生活保護など公的扶助を受けている方又は公的扶助を受けるために必要とする方からの請求

第2号について

- ・公簿などのように公に周知する必要があるものの閲覧の請求

第2項について

- ・法令により手数料が無料と定められているものは、手数料を徴収しないことを規定しています。

(証明及び閲覧の範囲)

第5条 証明及び閲覧は、法令等に定めるもののほか、市長が公衆に示して支障がないと認めたものに限る。

【解 説】

- ・証明や閲覧の対象となるものは、法令で定められているもののほか、市が公に証明、あるいは閲覧に供したとしても支障がないと市長が判断したものに限られます。

(郵便等による申請又は請求)

第6条 証明、謄本又は抄本（以下「証明等」という。）の交付を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便又は大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請し、又は請求するときは、第2条に規定する手数料のほか、当該証明等の送付に要する費用を添えなければならない。

【解説】

- ・ 郵送やオンラインにより証明などの申請又は請求を行う際には、所定の手数料のほかに証明書等の送付費用が必要となります。
- ・ なお、一般信書便事業者や特定信書便事業者とは、郵便局（日本郵便株式会社）以外で、総務大臣から信書などの配達について許可を受けた事業者のことです。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ この条例の施行について必要となる事務の詳細を規則で定めることとしています。

別表(第2条関係)

【解説】

- ・ 別表一覧として、手数料徴収の対象となる個別具体的な事務やその手数料を規定しています。